

Happy Education 会則

(名称)

第一条 この会の名称は「Happy Education」とする。

(事務所)

第二条 この会の事務所は山口市におく。

(目的)

第三条 この会は、不登校児および、その家庭が孤立しないよう居場所をつくり、情報提供をおこなう。
また、地域の人達に不登校に対する理解を啓発していくことで不登校および、すべての子どもたちが多様な学びを選択できる社会環境の形成に寄与する。

(活動内容)

第四条 この会は、第三条の目的を達成するために次のような活動を行う。
(1) 不登校の子どもが安心して過ごせる居場所の提供。
(2) 不登校の子どもおよびその保護者が孤立しないよう、情報の提供交換、支援者との交流できる場の提供。
(3) 地域、支援者へ向けて、不登校についての啓発活動。
(4) その他、この会の目的達成の為に必要な事業。

(会員)

第五条 会員は、この会の主旨に賛同し所定の会費を支払った者の家族全員が加入できるものとする。

(役員)

第六条 この会の運営のため、役員をおく。
代表一名 副代表一名 会計一名 監査一名

(会議)

第七条 この会の会議は、スタッフ会議とする。

(事業年度)

第八条 この会の事業年度は四月一日から三月末日とする。

(その他)

第九条 この会則必要事項の変更および追加等はスタッフ会議で協議の上決定する。

(附則)

第十条 この会則は、平成39年1月13日から施行する。